

判断能力不十分な方のための
苦情対応等専門相談

弁護士相談

相談料無料



東村山市社会福祉協議会では、福祉サービスの利用に際しての苦情や、判断能力の不十分な方の権利擁護相談について、客観性及び公平性を確保するために、専門的見地から対応する弁護士による専門相談を実施しています。秘密は厳守しますので、どうぞ安心してご活用下さい。

◆ 対象

市内在住の判断能力不十分な方
そのご家族および関係者

◆ 日時

毎月第4金曜日 14:00～16:00
お一人1コマ30分（事前予約制）

◆ 場所

東村山市社会福祉協議会 相談室
(東村山市野口町1-25-15
東村山市地域福祉センター内)

◆ 申込

お電話、Google フォームでご連絡ください
相談員がお困りごとを聞き取らせていただきます

電話 042-394-7767

東村山市社会福祉協議会 権利擁護係
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

Google フォーム

[https://forms.gle/dyNC](https://forms.gle/dyNCwPhFN8gzxvFu6)

[wPhFN8gzxvFu6](https://forms.gle/dyNCwPhFN8gzxvFu6)



◆ 相談事例

- ・障害サービス事業所職員が障害者の人権を無視した物言いをする。お世話になっているのでことを荒立てたくはない。どんな方法があるのか。
- ・母が認知症であり銀行から成年後見制度の利用が必要と言われた。ほかに方法はないのか。
- ・親が入院してしまった。親の口座から払い戻しができず費用の立替えをしている。今後も自分が負担すべきなのか。
- ・夫が亡くなり相続が発生。子どもに障がいがありどこからすすめていいのかわからない。
- ・負債が増えてしまって支払いができない。自己破産したほうがいいのか。
- ・母が施設入所し自宅が空き家となっている。今後の管理をどうしたらいいのか。
- ・障害のある子供にお金を残したい。どんな方法があるのか。